(3) 当該療養を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。
(4) 当該療養につき顎切除等の手術を担当する別の保険医療機関との間の連絡体制が整備されていること。

二　顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）の施設基準
(1) 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第三十六条第一号及び第二号に規定する医療について、障害者自立支援法第五十四条第二項に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関（歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。）であること。
(2) 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有していること。
(3) 当該療養につき顎離断等の手術を担当する別の保険医療機関との間の連携体制が整備されていること。

第十四の二　病理診断
一　保険医療機関間の連携による病理診断の施設基準
(1) 標本の送付側
　離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、病理標本の作製を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2) 標本の受取側
　次のいずれにも該当するものであること。
　イ　病理診断管理加算に係る届出を行っている施設であること。
　ロ　病理診断を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。
二　テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製及び術中迅速細胞診の施設基準
(1) 送信側
　離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、病理標本の作製を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2) 受信側
　当該保険医療機関内に病理診断を担当する常勤の医師が配置されており、病理診断を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。
三　病理診断管理加算の施設基準
(1) 病理診断管理加算1の施設基準
　イ　当該保険医療機関内に病理診断を専ら担当する常勤の医師が一名以上配置されていること。
　ロ　病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された保険医療機関であること。
(2) 病理診断管理加算2の施設基準
　イ　当該保険医療機関内に病理診断を専ら担当する常勤の医師が二名以上配置されていること。
　ロ　病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。

第十五　調剤
一　基準調剤加算の施設基準
(1) 通則
　イ　患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っていること。
　ロ　患者の求めに応じて、投薬に係る薬剤に関する主な情報を提供していること。
　ハ　地域の保険医療機関の通常の診療時間に応じた開局時間となっていること。
　ニ　開局時間以外の時間において調剤を行うにつき必要な体制が整備されていること。
　ホ　適切な薬学的管理及び服薬指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(2) 基準調剤加算1の基準
　十分な数の医薬品を備蓄していること。
(3) 基準調剤加算2の基準
　イ　処方せんの受付回数が一月に六百回を超える保険薬局については、当該保険薬局の調剤のうち特定の保険医療機関に係る処方によるものの割合が七割以下であること。
　ロ　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。
　ハ　十分な数の医薬品を備蓄していること。
二　後発医薬品調剤体制加算の施設基準
(1) 後発医薬品調剤体制加算1の施設基準
　当該保険薬局において調剤した薬剤の使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（以下「規格単位数量」という。）に占める保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第七条の二に規定する後発医薬品（以下単に「後発医薬品」という。）の規格単位数量の割合が二割二分以上であること。
(2) 後発医薬品調剤体制加算2の施設基準
　当該保険薬局において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が三割以上であること。
(3) 後発医薬品調剤体制加算3の施設基準
　当該保険薬局において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が三割五分以上であること。
三　調剤料に係る無菌製剤処理の施設基準
(1) 薬局であること。
(2) 無菌製剤処理を行うにつき十分な施設又は設備を有していること。
(3) 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
四　調剤料の注6ただし書に規定する薬剤
　使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に収載されている薬剤と同一規格を有する薬剤
五　調剤料の注8に規定する施設基準
(1) 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注1に規定するあらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局であること。
(2) 在宅患者に対する薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3) 麻薬及び向精神薬取締法第三条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。
六　調剤料の注8に規定する患者
(1) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者
(2) 在宅患者緊急時等共同指導料を算定している患者
(3) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）に規定する居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限る。）を算定している患者
(4) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）に規定する介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限る。）を算定している患者
七　薬剤服用歴管理指導料の注4に規定する医薬品
　別表第三の三に掲げる医薬品
八　退院時共同指導料の注ただし書に規定する疾病等の患者
　別表第三の一の二に掲げる患者
第十六　介護老人保健施設入所者について算定できない検査等
一　介護老人保健施設入所者について算定できない検査
　別表第十二第一号に掲げる検査
二　介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬の費用
　抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）の費用
　疼痛コントロールのための医療用麻薬の費用
　抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の費用